

# 第一クレメンスの原始教會制度史上の位置(Ⅱ)

土肥昭夫

## 目次(二)

### 第二章 第一クレメンスの教會制度

#### 一節 長老

一 長老 (*presbyteroi*)

二 長老の教會制度史的考察

#### 二節 監督と執事(監督職)

一 監督と執事 (*epitaktai kai diakonoi*)

二 監督職の任命

三 監督職の職務

(1) *epitaktai*.

(2) *diakonoi*.

(3) *presbyteroi ta diakonoi*.

(4) その他の職務

四 監督、執事の教會制度史的考察

#### 三節 聖職と教會

(1) *ekklesia*

(2) *kolletoi*

(3) *synagoga*

### 第二章 第一クレメンスの教會制度

吾々はこの第一クレメンスにあらわれた教會制度について、前後の時代の發展をみながら考察したく思う。

#### 一節 長老

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置(Ⅱ)

一、長老 (PapaBirenon) この當時の教會は未だ固有の建造物を持たず、個人の家の教會が一つの都市にいくつかあり、それらが互に集つて一つの各個教會として統一されていた。したがつて人間の自然的な年齢や性別による秩序が重要な役割を果たしたのは當然であつた。<sup>(1)</sup>

(一) 一三、三三、二二六によれば教會内に於ける年長者 (PapaBirenon)、若者、婦人、子供について夫々の責任や任務がのべられている。そこでは長老は先ず若者に對する年長者の意味で職の名稱ではない。しかし年長者として彼等は若者に對してあらゆる意味で指導すべき地位にあり、したがつてかような尊敬をうける資格がそなわつていた。

更に六二二<sup>三</sup>、六五一にある二人の使者はローマ教會に於て年少より老年に至るまで責めるべきところなく信仰の途を歩んだ人々である。彼等が年長者であることは當然である。そうすると長老とは單に年長者というだけでなく、教會生活を長くしていた意味で年長者なのであり、それでこそ若者達の指導も出來たわけであり、又その中のある者は特別な使命を託されることがあつた。

(二) 長老が職の名稱として用いられたと思われるのは四四五、四七六、五四三、五七一である。しかし彼等がどのような職務にたずさわつていたかは何もしるされていない。

この長老と監督、執事とは如何なる關係に立つていたか、右に述べた個所より、コリント教會の紛争で追放されたものは長老であることは明かであるが、就中五四三よりそれが「任命された長老 (ἐπιθετημένοι Πάπαι Βιρένον)」であつたことが知られる。更に四四四では彼等は「責めるべきところなく神聖に監督職の捧物を司つてゐる人達 (Ἐποσκήτορες τῶν ὁσίων τῶν ἐπιτοκούντων)」とある。<sup>(2)</sup> この人達は即ち監督と執事のことである。そうすると追放された人達は長老の中でも任命された長老即ち監督と執事の職にたずさわつていた人々ということになる。したがつて第一クレメンズに於ては長老の中の幾人かが任命されて監督や執事の職にあつたという推論が成立つ。長老は監督や執事のように具體的な職務

を持たないで、特別の事情のときには何かの使命を託されていたわけで、その意味では一種の地位のようなものだつたと思われ<sup>(3)</sup>る。

(三) 猶もう一つのことを考察しておこう。一三、二一六、に長老とは別に「導く者」(ἡγουμένη, προῖγουμένη)と云う語がいずれも長老の前にあげられ、彼等と同様に尊敬と服従をなすべきことがすすめられている。したがつて「導く者」は長老とは區別されるが又何らかの關係があることが明かである。

この問題をとく手がかりを先ずへブル書に求めよう。へブル書はローマ教會にあてて嘗つての指導者がしるしたもので、クレメン스는この書をよく引用している。へブル書(一七・二四)に「導く者」があらわれ、この書に職名があらわれないことから、この「導く者」がローマ教會では教會の職務にたずさわつていたものの總稱ではなかつたかと思われ<sup>(四)</sup>る。この事は同じ教會にあらわれたヘルマスの牧者によつてもたしかめられる(三・九・七參照)。

さて教會の職務に具體的にたずさわつていたのは監督と執事であるから、前項の推論より「導く者」が長老の中より特に任命されたもの即ち監督・執事に對する總稱であつたと思われ<sup>(五)</sup>る。

二、長老の教會制度史的考察 かような長老の概念を原始教會制度史の上から考察してみよう。

(一) エルサレム教會は使徒行傳の記述によれば特殊な權威と使命を持つ十二使徒達(後には主の兄弟ヤコブ)と共に長老があり、使徒達の補佐をする一方教會會議を構成し、又具體的に經營上の管理も託せられていた(一・三〇、二・一八參照)。ユダヤ教の影響のつよかつたこの教會がユダヤ人の會議(ἡγεμονία, ἡγεμονία)或は會堂の制度によりつつその教會制度を構成したとみて差支えない。そうすればこの長老は職名であつたわけで、この點指導的地位にあつても直ちに職として考えられなかつた第一クレメンスの長老とは相異なる。

#### 第一クレメンスの原始教會制度史上の位置(Ⅱ)

(4) 小アジアの諸教會に於ては長老は種々の意味で用いられている。しかし年長者の意味にも用いられているが(ペテ前五・五、テ)、大體教會の指導者に對する職の名稱として用いられている(使徒行傳一四・二三、二〇・一七、テモテ前五・二七、モテ前五・二卷照)、彼等の中のある者は教への業にもたずさわり、したがつて又「神の群を牧う者」としてその靈的權威が高調されている(ペテ前四・一〇)。長老と監督との關係はどうであつたか。使徒行傳二〇章(二七)には一方は長老、他方は監督とあるから同一人物が二つの名稱を持つていたものとみられる。又教會書簡に長老、監督が同一個所にのべられていないし、又監督の記述(テトス・七一、七)で監督が單數であることより單獨監督時代の挿入ではないかとみる考えがあるがそうでないければ、兩者は使徒行傳の場合と同様であつたと思われる。

しかし乍らこの時代の諸教會には共通な一つの制度があつたわけではなく、長老の概念もまちまちであり、そのような多様性の中に第一クレメンスもあつた。この事は更に二世紀前半の諸文書(ヨハネ二、三書、第二クレメンス、ポリュカルボスの書簡のビリビ教會、ヘルマスの牧者)からも明かである。ただイグナチオスの書簡よりローマ教會を除いて彼があつた諸教會及びアンティオケの教會が長老を一つの明瞭な職名とし、單獨監督の下にある會議機關として持つていたことは明かである。

(1) Harnack, Dogmengeschichte<sup>5</sup>, I, S. 225 參照。

(2) 第二章二節參照。

(3) F. Gerke, Die Stellung des ersten Clemensbriefes (T. U, 47), 1931, SS. 35-37 參照。

(4) 教會書簡に於ける長老と監督の考察は大體 M. Dibelius, Timotheus I, II, Titus (H. N. T.), 1913, S. 161ff, Harnack, Verfassung und Recht, 1910, S. 49ff. に於いた。彼等は明

かな断定はなげけるが大體同一視しようとしている。デイムリスはハツチの研究をとり入れてゐる。猶エレミアスが教會書簡の長老をすべて年長者とする見解は私には理解出来ない(J. Jeremias, Die Briefe an Tim. .... (N. T. D.), 1949, S. 33)。猶ハイエル(H. W. Beyer)は監督が單數で用ゐられてゐるがそれは類型(Typus)を示すので數は示してゐないとみる。彼の監督、執事に關する研究は今日の新約神學の立場

からみて極めて優れたものと云える (G. Kittel, Th. W. z.

N. T., Bd. II, S. 38ff., S. 604ff.)。

## 二節 監督と執事 (監督職)

一、監督と執事 (ἐπίσκοπος καὶ οὐκιστος) 前項でみた如く、監督と執事は共に年長者の故に教會を指導していた長老の中から特にそれに任命されていた(四・四・四、五)。したがって長老が持つていた地位や尊敬は彼等にもあつたと思われる。更に執事が監督と同様長老の中に数えられていた事は教會制度史上注目しに値する。既に早くから執事は監督と並べられてしるされて来た(ピリピ一・一、テモテ前三・一―三、第一ク)。しかし第一クレメンズに於てだけ執事は監督と一緒に長老の中に入れられている。したがって執事は監督の職務を補佐するにすぎないからその下位にあるというのではなく、監督と同様の地位と尊敬をうけていたことになる。この執事の地位は二世紀に入るや保たれていない。イグナチオス書簡から知られるところでは、單獨の監督、長老、執事には絶大な尊敬と權威が加えられているけれども、長老は單獨の監督の會議機關となり執事は更にその下におかれているからである(マクネシア二・一)。この事は第一クレメンズにはなかつた。

二、監督職の任命 監督や執事の任命が如何にして行われたか。四二四によれば「さて彼等(使徒達)は諸地方や諸都市を傳道した後その最初の改宗者達を御靈によつて検討してから、後に信仰を持つとうとする人々への監督達と執事達に任命した」とあり、又四四三―三には「……彼等(使徒達)は前にのべた人々(四二四)の監督、執事のこと」を任命した。そして後にその人々が永眠したならば、他のみとめられた人々(ἐπίσκοποι ἀποκριμαίνοντες τούτους)がその職をつぐようにその規定を設けておいた。彼等(使徒達)によつて或は後には他の榮譽ある人々によつて、全教會が同意して任命された者達、責めるべきところなく基督の群に謙遜を以て柔和に高慢にならずにつとめ、長い間あらゆる人々から好評を

## 第一クレメンズの原始教會制度史上の位置(II)

うけていた者達―かような者達が不當にもその職から追放されたと吾々はみる。クレメンスが云うように使徒達が監督、執事を任命したかどうか、又次の時代の監督職任命の方法まで設立したかどうかは疑問である。しかしここより監督や執事には教會生活の長い、したがつて當時では教會創立の時代からの人々で御靈の賜物をうけており教會倫理の見地からもすぐれた人々が、教會の會衆の同意の下に、長老の中から任命されていたとみて問題は無いと思われる。

ここで彼等の任命がなお聖靈の働きに於て考えられ又全教會員の同意を條件としていたことはこの時代になお原始教會的傾向(使徒行傳一・一五、六・二)が顯著であつたことを示すが他方彼等が一般會衆からでなく長老の地位から任命されたことは教會の發展と推移を物語るものと思われる。

三、監督職の職務 それでは監督や執事達は如何なる職務にたずさわつていたか。吾々は二、三の用語の研究によつてこのことを明かにしたく思う。

(1) *ἐπίσκοπος, episkopos* 第一クレメンスではこの語は二つの意味に用ゐられてゐる。

(一) 先ず「キリストの國の來臨 (*ἐν τῇ ἐπίσκοπῇ τῆς βασιλείας τοῦ Χριστοῦ*)」(五〇・三、<sup>瑪二・二二參照</sup>)の意味に用ゐられてゐる。この事柄の背後には神がその選民義人或は信仰者をどこまでも配慮し保護したまうという舊約 (EXX) 以來の用法がある(出埃及三・一六、<sup>ヨ一〇・二三參照</sup>)。事實クレメンスでも神が「あらゆる靈を創造し保護したまう者 (*θεὸς τρεφόμενος κτίσων καὶ ἐπίσκοπος*)」(五九・三)として用ゐられペテロ前一二五では基督も「吾々の魂の牧者又監督者 (*ποιμήν καὶ ἐπίσκοπος τοῦ ψυχῶν ἡμῶν*)」(一)とされてゐる。ἐπίσκοπος が神に用ゐられ人間(一)の靈の眞の監督者であるとする例は舊約や古典ギリシヤ文献にみられるところである。

かような歴史的意味を持つ *ἐπίσκοπος* (四四・四) 或は *ἐπίσκοπος* (四四・五) が監督職に適用されたことは意味がふかす。とす

うのは監督や執事は次にのべるように教會儀禮、教會の施與、財産管理の職務を司つていたことは事實であるが、彼等は單に儀式的、この世的意味に於てでなく、正に創造し支配したまう神、牧者なる基督につながる靈的宗教的意味に於てこれにたすまわつていた。更に又彼等は牧者 (*epitaktores — ποιμνῆ* (マテ前五)) としての責任を感じ會員への奨励即ち教への業にもたすまわつていたのではないかと思われる。

(E) *epitaktoi* はしかし明かに監督の職務の内容をあらわす語として用いられている。「使徒達は吾々の主イエス・キリストによつて、監督職の名によつて (*ἐπὶ τοῦ ἀρχιεπισκοπῆς ἐπιτακτοῦ*) 紛争が起ることを知つていた」(四四)。「若し責めるべきところなく神聖に監督職の捧物を司つてゐる人達を (*προσευχηκόνας τὰ ὄσια τῆς ἐπιτακτοῦ*) 吾々が追放するとしたら、吾々には少からざる罪がある」(四四)。

ここでは *epitaktoi* は明かに監督職とさう一定の職を意味している(マテ前三)。しかしもとそれは夫々の時代に於て指導的役割をなしていたものの「職」という意味であつた。例えばアロンの子エレアザルの祭司の職(民数記四)、イスカリオテのユダの使徒の職(徒徒行傳一)にこの語が用いられている。このように *epitaktoi* が廣義にはその時代の重要な職に用いられていたが、第一クレメンスでは監督、執事の職に用いられている。猶「監督職の名についての紛争」(四四)と「祭司職の名についての紛争」(二三)が類比的に用いられていることより、監督職が舊約の祭司職に何らかの關係を持つのではないかと想像することが出来る。

(2) *epitaktoi* (*ἐπιτακτοῖς, ἐπιτακτικῶν*) これは *epitaktoi* と類似した語としてクレメンスによく引用されている。(一) 先ずそれは天使達の神に對する「奉仕」の意味に用いられている(三六・三十七・三十八)。これらが舊約 (LXX) の引用であることよりそれに關係がふかい概念であつたとみられる。

(2) 更にこの語は舊約に於ける父祖、預言者の活動に對して用いられている(八二・九二)。ここで特に八一の使用が注目

される。「神の恩恵の職にある者達 (oi hierouchoi tjs hierous tou theou) は聖靈によつて悔改めについて語つた」。前にのべてあることからこの人々は舊約のノア、ヨナである。ヨナはともかくとしてノアが悔改めの宣教者であつたことを舊約はしるしていない。しかしクレメンヌにとつてノアが聖靈によつて神の言をかたり、又悔改めが神の御意である以上、ノアは悔改めの宣教をしたとしても不思議ではないとみられた。ノアは神の御靈の故にこのことをなした。

かくして第一クレメンヌの hierouchoi は神の御靈或は御靈の賜物とふかい關係を持つ語である。事實この語が御靈の賜物をうけた人々の職務に用いられている例は原始教會の資料の中にみられる(ロマ一五・一六、テイ)。

(三) 更に hierouchoi は祭司(大祭司)、レビ人が神の祭壇に仕えるという「禮拜的」行爲を意味する(三三・二、四〇・二、四)。これらの諸節はすべて舊約或はユダヤ教の儀禮的行爲についてふれているものばかりであり、しかも四〇―四四章は正に基督教會の監督職について論じている個所である。その意味でこの語の持つ儀禮的内容が監督職にふかい關係を持つことはいう迄もなす。

(四) 最後に hierouchoi が明かに基督教會の「職務」をあらわす場合にも用いられている例をあげよう。四一―一般に教會に於ける夫々の職、四四・二、三、六―監督職。かくしてこの語より次のようなことが監督職の性格について知り得る。先ずその「職務」はその事柄が當時の教會に於てなされる限りに於て、猶御靈の賜物を附與されている意味を持つていた。又それが舊約にもとづく限りに於ては儀禮的意味を持ち、特に三三・三、四〇・三、四一・二より犠牲 (sacra) 捧物 (dona) に關係がふかつた。更に舊約との關連よりそれは他にゆする事の出来ない固有の職務であつた。

(3) προσφθευ τὰ δόνα 監督職が儀禮的行爲に密接な關係を持つことは既述のとおりであるが、具體的にそれではどのようなものであつたか。四四・四によると「若し責めるべきところなく神聖に監督職の供え物をささげている人達を (προσφθευκτους τὰ δόνα τῆς εἱρανομίης) 吾々が追放するとしたならば吾々には少からざる罪がある」とある。ここ



で「監督職の供え物」とは何であろうか。

(一) クレメンズによれば「供え物をささげること」は舊約の祭司職にとつて本質的なものであつた(四〇・二四、五)。「供え物」は又犠牲(*Sacra*)と同じ意味である(四・三)。犠牲には日々々の犠牲(出エ二九・三八、四二)とこれに對して自由にささげられる犠牲、即ち誓いの犠牲(民數紀六・三十一、七)と罪咎についての犠牲(レビ四・三十一、九・三十一、四)がある(四二)。

クレメンズはこれらの舊約(實はユダヤ教)の儀禮的行爲を眞に認識することが神の智識の深み(*the Biddn tns Deitas rntasent*)を求めることになる(四〇)。<sup>(四〇)</sup>、その高い價値をみとめているが、その故にこれらがそのまま基督教會にあてはまるとみたのではない。ここに彼の舊約解釋がある。四〇―四一章を全體の關係からみるとクレメンズはここで基督教會の制度や儀禮に秩序がなければならぬことを主張し、その根拠を當時神的啓示としてみとめられていた舊約聖書の證言に求めようとしている。舊約の秩序が神の御意にもとづくものである以上それは單に過去のイスラエルに對してのみならず又今日の基督教會に對しても一つの神的基準となり得る筈である。この意味に於てクレメンズは基督教會の諸制度、儀禮を神的秩序たらしめるために舊約の認識をすすめたのである。しかし舊約のすべてがそのまま基督教會に適用されていない。そこには次のような變化がなされている。

(二) 先ずそのような犠牲、供え物をエルサレム神殿に於て神の前にたずさえてゆくものは大祭司であつた。この大祭司はクレメンズに於ては基督とみなされている(三六・一、六)。<sup>(三六・一、六)</sup>、イエス・キリストこそ「吾々の供え物の大祭司」(*τον υπηρέτην των προσφορών ιησούν*)、吾々の保護者又助け主」(三六)であつた。この考えがヘブル書にもとづくことは云う迄もない(ヘブル二・一七、三、一)。(四・一四―一六、參照)。イエス・キリストが唯一の救主であり神と人間との仲保者であるという基督教會固有の信仰はクレメンズに於てかような表現であらわされている。

更に又クレメンズは基督の血が罪の悔改めのためにながされたこと(七・四)。<sup>(七・四)</sup>、又基督の血によつてすべての信仰者に贖

いがなされたことをのべている(七二參照)。基督の血が神の犠牲としてさまげられたということは直接のべられていないが、これらの證言が前にのべた舊約の罪咎のための犠牲と關係がふかいことは明かである。

かくして監督が捧げた犠牲或は供え物を眞に神の下にたすえてゆくのは主イエス・キリストであるのみならず、その犠牲の中には基督の血が流されていた。

そのような犠牲或は供え物とは一體何であるかと云えば聖餐である。第一クレメンズに於て監督の司つた儀禮的行爲は聖餐の執行であり、この事は今日の學者に自明の事としてみとめられている(二)。

(三) 前述の事と關連するが、ユダヤ敎の犠牲、供え物が靈的なものに變えられて行つたことも第一クレメンズにみられる特長である。彼はこのことを儀禮が靈的であるべきことを強調している詩篇を引用することによつてなしている(一八・六一詩篇五〇・二六・三五・二二詩篇五〇・二三)。かくしてユダヤ敎の犠牲執行は基督敎徒に於ては神の前に謙遜な心になつて罪を告白し悔改めること(三五・四參照)、感謝と讚美の祈りをなし(三五・三參照)誓約の祈りをなすこと(五二)に變られて行つた。そして監督は又敎會員のかような行爲をも司るものであつた。デイダケー一四一のしるすところによれば「さて君達が主の聖日毎に集つたときには、君達の犠牲が聖潔であるためにその罪咎を告白してからパンをさき聖餐を行え」とあり、又他の所に聖餐のとき及びその後には、君達の祈りの言句がしるされている(デイダケー九一・四)この記述は基督敎會に傳承された一つの様式をしるしたものとと思われるので第一クレメンズの敎會でもそれに類したことが行われていたとみてよい。かくして主の聖日毎に聖餐を司つていた監督はそれと共にかような聖餐の祈りをもなしていたと思われるがこれが云わば基督敎化された「日々の犠牲」である。又監督がつねに敎會員の罪の告白をさき悔改めをすすむ誓いをなさしめていたがこれは云わば基督敎化された「自由な犠牲」であつた。

(4) その他の職務監督職の内容はこれだけであらうか。

(一) 監督や執事が聖餐を司どる以上、教會員の捧げた供え物を管理する責任があつたと思われる。このことは次のような事柄から説明されるであらう。

先ずこの時代の聖餐は單に儀禮的な行爲であるのみならずそこで教會員が食事を共にして交わり、又貧しい者達はそのときに施與をうけるという愛餐でもあつた(使徒行傳六・一―六、コリント前二・二〇―二二)。又ピリピの教會の監督と執事は教會員のささげた供え物を受容分配しパウロにもこれを送つたと思われる。更にテモテ前三―一三、テトス一―七―九に監督や執事たり得るものの、資格があげられているが、それが直ちに彼等の職務の内容を示すものでなくても、その意味からみてピリピ教會でみられたようなことに彼等もたずさわつていたと思われる。特にピリピはコリントに近いことからみて彼等の職務が、コリント教會の監督、執事の職務と類似してたとみて差支えない。

かような事情より吾々は監督、執事が教會にささげられた供え物の受容、管理、分配にたずさわつていたとみるのであるがその性格がかなり經濟的、事務的なものである關係上具體的な事柄には執事があたり、監督は全般的な運営、管理の責任を負つていたものと思われる。

(二) 更に監督職が神靈の賜物をうけてこの業にたずさわつていたこと、彼等が魂の牧者たるべき召しをうけてその職務にあつてたことからみて彼等が教えの業にも關係があつたとみても差支えはない。もとより彼等にはかの使徒、預言者、教師のような教えの賜物を持つた人々の働きと權威はなかつた。しかし彼等が全くこれらの事柄にたずさわらなかつたとみることは出来ない。第一クレメンスに明かにしるされていないが、監督、執事は猶任命された長老であつたこと、長老が若者達に奨勵をなしていたこと(五四)よりみて間接的にこの事は考えられる。(三四)

四 監督、執事の教會制度史的考察 以上にみて來た監督、執事が原始教會制度史上で如何なる位置にあるかを簡單

に考えてみよう。

(一) 監督と執事が教會の職務をあらわす名稱として始めてあらわれて來るのは使徒行傳二〇二八、ピリピ一である。先ず使徒、預言者、教師達は教會が内外共に増加發展してゆくにもなつて各個教會に固有の職を設けて彼等はこの責任をゆだね(使徒行傳一四・二三、二〇・一七參照)、自らはその使命とするところに専念する方向にすすんで行つた(使徒行傳六)。又各個教會の方でもその儀禮執行の上で、又種々の教會運営の上で具體的にこれにたずさわる一つの職が次第に要求されるようになった。監督、執事の出現はかような教會内部の傾向から自ら説明出來よう。しかし終末が近いものとして待望され、御靈が自由に働き、その下にあると意識されていた當時の教會にあつてかような職や制度の問題は二義的な關心しか持たれず、必ずしも一定の名稱、制度、職務をどの教會も持つていたとは思われない。又使徒、預言者、教師といわれる御靈の賜物をうけて教への業にたずさわつていた人々は各個教會でもかなりの權威を以て迎えられ、監督や執事は彼等が働いている限り一つの制約を否定し得なかつた。

(二) 使徒達の中パウロ、ペテロという原始教會で決定的役割をなしていた大使徒が六十年代に殉教したことは教會に大きな影響をもたらした。又使徒、預言者、教師達にしても何時でも各個教會にいたわけではなく、又次第に御靈の働きがそのような仕方では意識されなくなり、彼等は各個教會から次第に後退してゆくようになった。そして既に各個教會にも御靈は働き独自の神的意思を持つと意識されていたが今やこの事がかような推移に相即應して前面にあらわれて來た。それにもなつてもその聖職であつた監督や執事の存在が前面にあらわれて來た(パウロ書簡と牧會書簡のニュアンスの相違は否めない)。彼等は長老と共に次第に各個教會に於て名實共にその固有の職としての職務と責任を荷つてゆくようになった。特に神の言を宣教し釋明することは教會にとつて不可缺の事柄でありそれが御靈の働きをうけ教會の牧者であつた監督、執事にゆだねられたのは當然である。二世紀前半にあらわれたデイダケーの記述はこの間の消息を示

すものとして有名である。「…というのは彼等(監督と執事)こそ君達に預言者と教師の職務をつかさどるものであるから。したがつて彼等を輕蔑するな、なぜならば彼等は預言者や教師と共に君達から尊敬されるべきものだから」(テイダケ)。(一五五)。

第一クレメンスの監督や執事はこのような過渡期の前半に屬するものであつたとみてよい。ここでは御靈の賜物の働きがなおあるがしかしそれは次第に聖職の中に限定され、又舊約の基礎づけによつた神的秩序が次第に具體的な形をなして來つた。

(三) 監督や執事は聖餐を司る職であつた。宣教と共に聖餐は原始教會の始めから就中使徒パウロによつて救いにかかわる最も重要な業の一つとされて来た(コリント前二〇・一四)。しかしイグナチオスに至つて従来のパウロやヨハネ等の見解の一部分が云わば過渡に強調されることになつた。聖餐はキリストの血と肉であり(ロマ七・三參照)不死の藥、又解毒劑である(エペソ二〇)。そしてかような聖餐で單獨の監督が執行するところのものだけが正當であり有効である(スミユルナ八)。(二參照)。

かようにしてイグナチオスに於ては聖餐と監督の權威が相互に相呼應してその意味を強めている。

第一クレメンスに於てはイグナチオスのような主張は存しなかつた。しかし彼が聖餐をあずかる者に監督を入れ、且そのような儀禮的秩序が他にゆずることは出来ない神的秩序としてみとめたときに、彼はイグナチオスの教會觀の先驅<sup>(4)</sup>けとならざるを得なかつた。

- (1) H. W. Beyer, *erklaertes im Th. W. z. N. T.*, Bd. II, S. 604ff. 參照。
- (2) F. Gerke, *ibid.*, SS. 41—44, Harnack, *Einführung*, ... S. 64, R. Knopf, *Lehre der Zwölf Apostel* Zwei Clemens-briefe, 1920, S. 119. 參照。
- (3) 吾々の考察からすれば、ゾームが考えたように監督職は聖餐

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置(II)

をあずかつていた故に教への靈的賜物を持つていたと積極的に説明する經路をとり得ない(R. Sohm, *ibid.*, S. 73ff. 基督敎研究廿七卷一號拙稿參照)。しかしゾームのこの見解の根據には原始教會に於て各個教會は固有の制度を持たなかつたという見解、更には靈と職に關する彼の教會觀があるわけだから批判してゆかねばならぬ。

- (4) 本節の問題については猶 F. Gerke, *ibid.*, S. 38ff., Beila gen I-III, H. W. Beyer, *diakonos, entikonh, ephianos im Th. W. z. N. T.*, Bd. II 等参照。

### 三節 聖職と教會

猶バテスマの執行も或は監督職にゆだねられていたのではないかと考えられるがクレメンスはそのことについては何もしてないから吾々もこの問題を省くことにした。

第一クレメンスに於て聖職とは長老の中より特にえらばれて云わば「導く者」として教會の職務にたずさわつていた監督と執事のことである。したがつてそうでない者達との間には年長者と若者という自然的秩序による區別、又その選出が一般會員からでなかつたという意味での區別が「教會的な」事柄として考えられている。更に第一クレメンスが教會の秩序や聖職の辯明のためにしるされたものであるから、教會の云わばデモクラティクな性格よりも聖職の權威に重點がおかれているのは當然である。

ではかような區別づけは如何に考えられていたか——吾々はこれを彼の教會觀との關連に於てみるために二、三の用語を考察してみよう。

(1) *ekklesia* この語は第一クレメンスに於ては四回用いられている(三<sup>序文</sup>、四<sup>四三</sup>、四七<sup>四七・六</sup>、四七<sup>六</sup>には古い傳統と確固たる秩序を持つ各個教會としてのコリント教會に用いられ、又四四三には具體的な會員の集合體、即ち會衆(*synagoge*)の意味に用いられている。當面の問題として大切なのは冒頭の挨拶の個所である。

「ローマに寄寓している神の教會がコリントに寄寓している神の教會、神の御意に於て吾々の主イエス・キリストによつて召され潔められたるもの( *ὅς ἐκκλησίαν τοῦ θεοῦ ἡ παροικούντων Ρώμης τῆ ἐκκλησίᾳ τοῦ θεοῦ τῆ παροικούντων Κορίνθων, κλητοῦς ἡνωμένους ἐν θελήματι θεοῦ διὰ τοῦ κυρίου ἡμῶν Ἰησοῦ Χριστοῦ* )」

(一) かような仕方では挨拶がしるされるのは原始教會の諸書簡中でこの書簡だけである。個人が教會にあてたり(バ

ウロ、イグナチオスの諸書簡)、個人相互の間にしるされたり(パウロよりピレモンへ、イグナチオスよりポリュカルポスへ)、又個人或は聖職の名稱だけで諸地方の教會にあてたり(ペテロ書簡、ヨハネ書簡(二、三)、ヤコブ書)或は若し一つの教會が他の教會にあてているように思われる場合でも、教會を代表する者がそこにあげられている(ポリュカルポス書簡)。

第一クレメン스는既にのべた如くローマのクレメン스가コリント教會にあてたものであり、どちらの教會にも長老や監督、執事の職があつたにも拘らず、挨拶のところでは職名は勿論、クレメンスの名前さえも出て来ない。そのことは何を物語るものであろうか。これをローマ教會の一つの技巧だとみることがこの書簡が聖職の權威と尊嚴を主張することに集中していることからみてむづかしい。このことは正に神の「教會」たることが聖職を支える根本的なものになるのであつてその逆ではないことを示す。ローマ教會を代表するものは監督クレメンスでも長老でもなく正に「ローマに寄寓する神の教會」そのものであつた。

たとえばパウロ書簡の場合では、宛名は教會であつても著者の方は使徒パウロ自身であつた。どうして教會が発信者となり得るであろうか—エルサレム? アンティオケ? そうではなくして特殊な仕方即ちイエス・キリスト及び父なる神によつて直接使徒とせられたパウロがその発信者として受信者たる教會に宛てることが出来た。その限りに於て監督クレメン스는使徒權の繼承者でないことをよく承知していたにちがいない(むしろ使徒パウロは單獨監督イグナチオスと結びつくべきである)。

又これを二世紀始めのポリュカルポスの書簡を比較してみよう。ポリュカルポスのピリピ書もピリピ教會で何か經濟上の紛争があつたのに對して彼が忠告したものである(ピリピ二、二一—三三、参照)。この挨拶には「ポリュカルポスと彼と共にある長老達ピリピに寄寓してゐる神の教會へ」(Πολυκαρπος καὶ οἱ σὺν αὐτῷ πρεσβύτεροι τῆς ἐκκλησίας τοῦ θεοῦ τῆς φιλίππων)。

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置(II)

「*ponovoyi Diktirous*」とある。彼のいたスミルナの教會は既に單獨監督（即ちポリュカルボス）がありその下に長老達があつたことはこの挨拶やイグナチオスの書簡より明かである（イグナチオス・スミルナハ、一・二・九・一、二・二・二参照）。しかしビリピの教會は彼の書簡より知られる限りに於て單獨監督は存在せず、パウロのビリピ書との関連より結局第一クレメンズと同様の制度であつたと思われる。興味あることは單獨監督のあるスミルナの教會では「ポリュカルボスと彼と共にある長老達」としてのされ、それが無いビリピの教會では第一クレメンズと同じ表現が用いられている事である。この事柄だけでポリュカルボスの教會を論ずることは大膽であるが、彼がイグナチオスの弟子であつたことから推定して、彼に於てはクレメンズとは道に聖職、就中單獨監督の存在の有無が神の「教會」を決定するような力となつていたのではないかと思われる。

第一クレメンズの挨拶をパウロ書簡、ポリュカルボス書簡のそれと比較しただけでもかような相違がみられる。これは何を意味するかと云えば、既に使徒という特殊な權威を持つ存在がなくなり、まだ單獨監督という教會的權威を持つた職があらわれていない第一クレメンズの教會制度に於ては、神の「教會」こそ現存の教會全般（聖職をもふくめて）を代表する存在であつたことを示す。

(B) かような「教會」の概念は「寄寓する」という終末的表現、又この挨拶自身が既にコリント前書の様式と類似していることよりみて原始教會的である。そこでは長老、監督、執事という聖職は神の御靈の働きの下にあり、基督への従順の中におかれている。

しかしここでこれらの聖職が神の靈をうけてその職務にたずさわつていたことが想起される。彼等は全教會員と共に神の「教會」の下に、神の御靈の働きの下に立つていた。したがつて彼等だけが御靈の擔い手ではなかつた筈である。にも拘らず彼等は又御靈の賜物を以て働いていた。この邊の吟味は如何になされるべきであらうか。吾々はこの問題を念頭におきながら次の語の考察にうつらねばならぬ。



(2) *κοινωνία* この語は第一クレメン스에四回出て来る。即ち一六一には「基督は謙遜なものと共にあり、彼の群の上に (*ἐπι τῷ κοινῷ αὐτοῦ*) 自らを高くする者達と共にいましたまわれない」とあり、四四三には監督、執事を「基督の群に仕えた者達 (*... κερτοῦργηταὶ τῆς κοινῆς τοῦ Χριστοῦ*)」とされ、五四二には紛争を起した者達への勧告の言として「ただ基督の群をして任命された長老達と共に平和ならしめよ」としるされ、更に五七二では同じく彼等に「君達がキリストの群に於ていと小さいものであり神の榮譽のみをもつものとみなされる方がよい」とすすめられている。

(γ) 大體「群」という語は云う迄もなく牧畜業に關する術語であつて、それを所有する「主 (*κύριος*)」があり、又それを養育し保護監督する「牧者 (*ποιμαίνω*)」がある。所有主が牧者になる事もあるが大規模の經營がなされているところでは所有主に代つて牧者が群を守つた(ルカ二・八、マタイ二五・三二、ヨハネ、傳一〇・二、コリント前九・七等参照)。そこより轉化してこの語は古典ギリシヤでは一般社會の民衆とその指導者の用語に用いられたが更に舊約 (LXX) や新約ではその宗教的適用がなされている。

舊約 (LXX) では「群」はイスラエル、神にえらばれた民に用いられ、所有主は神自身であつた(エレミヤ一三・一七、ミカ五・四等参照)。原始教會の基督教徒が眞のイスラエルたる意識を持つたからこの語を基督教徒の群に適用したのは當然で、既に主イエス御自身がそのようにかたつていられる(ルカ二・三二)。そこでも所有主は父なる神であつた。所有主と牧者と群が同時にあらわれて来る例は使徒行傳二〇三八で、所有主は神、牧者は監督、群はエペソの教會である。更にペテロ前五・三では長老が神の「群」を牧いその模範たるべきことがすすめられている。

(δ) では第一クレメンスの場合はどうであろうか。

いずれの引用の個所も「所有主」は基督である (*κύριος Χριστός*)。基督教徒の群は基督のものであつてそれ以外のものではない。神ではなくして基督とされたことに殊更意味があるわけではない。基督教徒は神の御意に於てキリスト・イエスにより召された者達であるから(哥林後、三三・二、五九・二参照)。ただ基督とされることによつて基督と教會との關係が生きたもの

にされた(四六・二參照)。

「牧者」は第一クレメンヌでは任命された長老、即ち監督と執事である(四四・三、五)。ここで彼等に「牧者」という語が直接用いられず「基督の群に仕へる者達」とされているが、それは彼等が神から、基督、使徒達を通して基督の「群」に仕えるべきことを託されたことを意味する。そこには原始教會的な教會觀が涵み出ている。しかし乍ら嘗つて群の牧者であつたものは基督であつたり(マルコ・四・二七、ヘブル一三)、使徒・ペテロ(ヨハネ傳二二)、御靈の賜物を持つた教師達(エペソ四・一)であつた。しかしクレメンヌでは基督は所有主にあげられ、御靈の賜物を持つた人々は退いて監督、執事が牧者になつた。ここに原始教會制度史内に於ける一つの轉換を覗い得るであろう。しかし又更に次の轉換がイグナチオス書簡よりみられる。イグナチオスは自らを牧者とみ、自分のいない後に神自身が牧者になるだろうと云つている(ロマ九・一參照)。そこではクレメンヌのように任命された長老達は牧者ではなく、ただ單獨監督だけが牧者になつてゐる。猶單獨監督が神或は基督(使徒ではない)と並置されて説かれてゐる例は彼の書簡に多くみられる。「群」は第一クレメンヌでは各個教會である(ペテロ前二・二八)。前にのべた如く、「群」は所有關係をあらわす概念であつた。クレメンヌの場合、各個教會は神の民イストラエルとか基督教徒の「群」という全體教會の場合と同様に、基督が所有してゐたまう「群」であり、その限りに於ては神の「教會」と同様靈的概念であつた。しかし又「群」は保護關係をあらわし、したがつて「守るもの」と「守られるもの」という二分化は必然的であつた。その限りに於ては各個教會はそれ自身の制度、上下の秩序を持ち得た。このことは注目に値する。これまでの「群」の使用からは所有關係が前面に出ていたり(エレミヤ一三・一七)、保護關係がとりあつかわれても牧者と所有主との關係(徒行傳二〇)とか牧者のゆだねられた責任の重要性(ペテロ前五・一)に關心がよせられ、教會制度そのものにまで及んでいなかつた。それに對してクレメンヌの場合はかような事柄が最大關心となつてゐる。今やそのような事態が原始教會に於て生じたのである。

かくして「群」は靈的にも、制度的にも用いられ、兩者は相互に相容れぬものでも、又緊張し合うものでもなく、むしろ調和されるべきだ (*εἰρημνέτω* (五四)) とクレメンスは説くのである。

(3) *πληθος* 以上の考察を更に具體的に明かにするために吾々はこの語を吟味しよう。

(一) この語は本来多數概念をあらわす語であつたが、そこより轉化してさまざまな意味を持つてゐることは第一クレメンスの使用よりも知られる。即ち事物に於ける多數 (四八・五)、人的な多數 (六・一、五)、更に民衆或は群衆 (では前者) を意味するが、當面の場合大切なのは五四三の使用である。「私 (紛争を起した者) は會衆から命ぜられたところのことをなそう (*τοῖς τὰ ποστουδοῦμεν ὑπὸ τοῦ πληθους*)、ただ基督の群をして任命された長老達と共に平和ならしめよ。」

(二) *πληθος* が教會の「會衆」の意味に用いられた例を前後の時代について考察してみよう。使徒行傳が隨所にこの語を用いているがそこよりこの語は先づ御靈の働きと結びついていると共に、次第に一つの法的意味を持つた各個教會の會員に關する表現として用いられている (使徒行傳四・三三、六・二、五、一五・一二、三〇、一九・九)。クレメンスの場合、次にのべるように後者の性格が

著しいが又それが各個教會に用いられた限りに於て「教會」と同一だとも云える。しかるにイグナチオスは必ずしもそうではない。彼はこの語をかなり無難作には用いているが先づ各個教會に關する事柄としてのべ (マツネシア六・一、トラ、更に有名なスミルナ八二では「教會」と區別して用いてゐる。「單獨監督 (*ἐπίσκοπος*) のあらわれるところに會衆 (*το πληθος*) もあらしめよ、丁度イエス・キリストのやりましたまうところにこそ普遍的教會 (*ἡ καθολικὴ ἐκκλησία*) があるように。」ここでは「教會」は基督を首とする普遍的な全體教會に、「會衆」は單獨監督を長とする個別的な各個教會に用いられている。イグナチオスの時代では前者は未だ制度を持たないが、後者は既に單獨監督制を持つてゐる。

クレメンスはイグナチオスのように「會衆」を「教會」から區別していない。しかし彼に於てもこの語は各個教會にデモクラテイックな法的性格を與えてゐる。この五四三に密接な關係を持つ四四三より聖職の任命は全教會員即ち「會

衆」の承認を必要としたことが知られる。且又この「會衆」が一定の秩序を持つ限りそこに何らかの指導者が必要であつてそれは第一クレメンヌスでは五四三よりみて任命された長老即ち「導く者」だつたと思われる。

(三) 「會衆」の権限は如何なる程度であつたか。

クレメンヌスのしるしたこの書簡が「吾々(ローマ教會)から御靈によつてしるされたもの」(六三)とされているからこの書簡をクレメンヌスにしるすことを委記したのも或は「會衆」の期望によつたのかも知れぬ。

明白に云えることは長老の地位にあるものを監督、執事の職に任命するときにこれを決定する権利は「會衆」にあつたといふことである(三四三)。事情は「七人」の任命(一七)の場合に似て原始教會的である。しかしこの決定権がただけ實質的なものであつたか、又その決定の方法はどのようなものであつたか——くわしいことはわからない。

聖職の罷免のことについては直接しるされていない。本當は彼等は何か指導者としての道德的缺陷がない限り終生その職にあつてた(四四・三、四、猶テモテ助三)。しかしコリント教會で任命された長老が何ら缺陷がないのに追放され、それが二三人の者達によつて多くの會衆が動かされてそつなつたと云われているから(一六、一七、三三、三四四)、彼等の罷免も「會衆」の決議にもとずいたとみてよい。(三)

(1) 後世の辨證學者や教會史家がこの冒頭の挨拶によみつつ「クレメンヌスの書簡」として第一クレメンヌスをかたつたとき、

彼等はこの書簡がローマ教會の監督クレメンヌスによつてしるされたことを知つていたが、それと共に彼等の時代の教會制度即ち單獨監督制が彼等をして何の疑いもなくそうしるさせた(「テントツクス・エウセビウス」教會史三・一六、エウセビウス同) (四四・三三、一、エイレクテウス「異教文獻」三・三三、三三(聖職)) 「ホリュカリスの殉教記」の挨拶が第一クレメンヌスのそれ

に類似するが、その年代や著者の問題からみて當面の問題にならないから省いた。

(2) エペソ書四一に牧師(τὸς ἑταίρους…)と教師という名稱

あり、これらを相違した職とみるか或は同一職務の異なる表現とみるか問題になるが、どちらも靈的性格がつよく(「マテオ」前五・二、エペソ四・一参照)又教への業にもたずさわつていゝことから後者とみる方が支配的な見解である。實際「牧者」は必ずしも一定の聖職の名稱ではなかつたようである(「T. K. Abbott, Episcopatus in E. C. C. p. 118 参照」)

(3) 本節は F. Gerke, *ibid.*, *Beitragen IV, V.* 及び W. Bauer, *Worterbuch zum N. T.*, 1952 等を手がかりとして考察した。

(二一章 完)